

# 焼却炉維持管理用測定業務仕様書

この仕様書は、青岸エネルギーセンターの焼却炉維持管理用測定業務について定めるものである。

## 1 測定対象施設

青岸エネルギーセンター（以下、エネルギーセンター） 和歌山市湊1342番地の3

## 2 測定項目

- (1) 熱灼減量等測定
- (2) 重金属測定
- (3) ごみ質分析
- (4) ばい煙測定
- (5) 悪臭物質測定

## 3 各測定の内容

### (1) 热灼減量等測定

測定方法：昭和52年環整第95号別紙2のIIに掲げる方法に準拠

測定試料：焼却灰

　　ばいじん処理物

測定項目：別表(1)熱灼減量等測定のとおり

測定回数：別表(1)熱灼減量等測定のとおり

測定月：焼却灰については毎月1回、ばいじん処理物については概ね6ヶ月毎

測定日：別途協議して定める。

### (2) 重金属測定

#### (2) - 1 重金属溶出測定

測定方法：「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」

昭和48年2月環境庁告示第13号による検定方法

試料液は同告示第一の一のロによる。各項目の測定法については、別表(2)-1重金属溶出測定に記載する。

測定試料：ばいじん処理物

　　焼却灰

　　ばいじん

測定項目：別表(2)-1重金属溶出測定のとおり

測定回数：別表(2)-1重金属溶出測定のとおり

測定月日：別途協議して定める。

#### (2) - 2 重金属含有量測定

焼却灰及び、ばいじん中の重金属含有量測定を次のとおり実施すること。

測定方法：「底質調査方法」

平成24年8月8日環水大水発第120725002号に掲げる方法による。

試料の前処理操作に関しては、湿式分解及び圧力容器法のいずれかを採用し、溶媒抽出法は採用しないこと。

各項目の測定法については別表（2）－2 重金属含有量測定に記載する。

測定試料：焼却灰

ばいじん

測定項目：別表（2）－2 重金属含有量測定のとおり

測定回数：別表（2）－2 重金属含有量測定のとおり

測定月日：別途協議して定める。

### （3）ごみ質分析

試料の採取

ア 収集・運搬車からの採取

無作為に抽出したパッカー車から一台あたり 10kg 以上、合計 200kg 以上採取する。

・家庭系ごみ 年 6 回（午前中に採取すること。）

・事業系ごみ 年 6 回（午前中に採取すること。）

イ ごみピットからの採取

ピット内のごみを十分混合したのち、200kg 以上採取する。

・ピットごみ 年 12 回

分析項目

①単位容積重量

②ごみの種類組成分析（生ごみ及び乾燥ごみ状態）

紙類・厨芥類・草木類・布類・プラスチック類・不燃物雑芥類（カン、ビン類）・その他  
雑物

③ごみの 3 成分（生ごみ及び乾燥ごみ状態）

水分・灰分・可燃分

④ごみの発熱量（生ごみ及び乾燥ごみ状態）

高位発熱量・低位発熱量

⑤ごみの元素分析

水素・酸素・窒素・炭素・硫黄・塩素、水銀

⑥資源物数

ペットボトル、トレイ、ビン、カンについて

分析試料採取前の 4 分割縮分の内、採取試料以外の 3 山についてそれぞれ上記の資源物  
を数え、1 山ごとの重量をはかること。

測定方法：昭和 52 年環整第 95 号別紙 2 の I に掲げる方法及びごみ焼却施設各種試験マニュ  
アルに準拠

測定回数：別表（3）ごみ質分析のとおり

測定月日：別途協議して定める。

### （4）ばい煙測定

測定方法：別表（4）ばい煙測定のとおり

測定場所：1 号炉及び 2 号炉のバグフィルター入口、出口の合計 4 か所

測定項目：別表（4）ばい煙測定のとおり

測定回数：別表（4）ばい煙測定のとおり

ただし、バグフィルター出口での硫黄酸化物、ガス量、酸素濃度の測定は1測定につき2回以上測定すること。

測定月日：別途協議して定める。

#### (5) 悪臭物質測定（22 物質）

測定方法：特定悪臭物質の測定の方法(昭和47年環境庁告示第9号)に準拠

測定場所：エネルギーセンターの1号炉及び2号炉のバグフィルター出口  
エネルギーセンター敷地境界5地点(別図1参照)

測定回数：別表（5）悪臭物質測定のとおり

測定月日：別途協議して定める。

### 4 結果報告

(1) 試料採取後、計量証明対象項目は計量証明書、それ以外の項目については測定結果報告書(共に作業中の写真、バックデータ及びトレーサビリティを含む。)として30日以内に提出すること。

測定結果報告書は電子媒体を用いてエクセルデータ形式のものも提出すること。また、契約業務完了後、完了報告書を提出すること。

(2) 提出部数について、計量証明書及び測定結果報告書は2部、完了報告書は1部とする。

### 5 留意事項

(1) 委託業者は、本仕様書に掲げる測定項目、分析項目の全項目について測定能力を有すること。また、有資格者(環境計量士(濃度関係))を配置して正確な分析、測定に努めるとともに、契約期間中委託業務が円滑に実施できるよう充分な人員、器具機材類を配置するものとする。

(2) 委託業務中は、関連法規を遵守し、事故のないように十分注意すること。万一施設に損傷を与えた場合には、直ちに甲に報告し、甲の指示に従い乙の責任において誠意を持って迅速に処理すること。また、第三者に損害を与えた場合にも同様とする。

(3) 委託業者は、契約書、仕様書、その他関係書類に基づき、本市係員の指示に従って、能率的、効率的かつ完全に業務を履行しなければならない。

(4) 必要に応じてクロスチェックを実施するものとするが、その費用は委託業者の負担とする。

### 6 その他

測定に必要な器具機材、試料採取に必要な器具(容器類含む)、採取費、運搬費、技術者の派遣費、文書作成に必要な費用等は、委託業者の負担とする。また、業務開始にあたり、測定方法及び採取日程等業務内容の詳細について本市担当者と打ち合わせ後、測定方法一覧表(測定方法、測定機器名称、製造会社名、型式、機器写真含む)及び計量証明書、測定結果報告書に記載される計量管理者等の資格を証する登録証の写しを提出すること。

### 7 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等に疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることがで

きる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

# 令和8年度 青岸エネルギーセンター 焼却炉維持管理用測定業務 検体数リスト

別表(1) 熱灼減量等測定

No	測定項目	焼却灰	ばいじん処理物	検体数
		12回	2回	
1	単位容積重量	○	○	14
2	水分	○	○	14
3	大型不燃物(10mmφ以上)	○	○	14
4	熱灼減量	○	○	14

別表(2)-1 重金属溶出測定

No	測定項目	ばいじん処理物		焼却灰	ばいじん	検体数	測定方法	報告下限値	単位
		I	II	I	II				
		2回	6回	2回	8回				
1	形状	○	○	○	○	18			
2	大きさ	○	○	○	○	18			
3	溶出液pH	○	○	○	○	18	日本産業規格K0102-1の12に定める方法	-	
4	含水量	○	○	○	○	18	昭和52年環境省告示第59号別紙2のIIに掲げる方法	0.1	%
5	アルキル水銀化合物	○	○	○	○	18	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和46年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法	0.0005	mg/L
6	水銀又はその化合物	○	○	○	○	18	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法	0.0005	mg/L
7	カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	18	日本産業規格K0102-3の14に定める方法	0.01	mg/L
8	鉛又はその化合物	○	○	○	○	18	日本産業規格K0102-3の13に定める方法	0.05	mg/L
9	有機リチ化物	○	○	○		4	日本産業規格K0102-4の7.2に定める方法	0.1	mg/L
10	六価クロム化合物	○	○	○	○	18	日本産業規格K0102-3の24.3に定める方法	0.05	mg/L
11	ヒ素又はその化合物	○	○	○	○	18	日本産業規格K0102-3の20に定める方法	0.03	mg/L
12	シアン化合物	○	○	○		4	日本産業規格K0102-2の9に定める方法	0.1	mg/L
13	ボリ塩化ビフェニール(PCB)	○	○	○		4	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法	0.0005	mg/L
14	トリクロロエチレン	○	○		4		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法	0.01	mg/L
15	チトクロロエチレン	○	○		4		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法	0.01	mg/L
16	ジクロロメタン	○	○		4		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法	0.02	mg/L
17	四塩化炭素	○	○		4		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法	0.002	mg/L
18	1,2-ジクロロエタン	○	○		4		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法	0.004	mg/L
19	1,1-ジクロロオクチレン	○	○		4		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法	0.1	mg/L
20	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○		4		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法	0.04	mg/L
21	1,1,1-トリクロロエタン	○	○		4		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法	0.1	mg/L
22	1,1,2-トリクロロエタン	○	○		4		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法	0.006	mg/L
23	1,3-ジクロロプロパン	○	○		4		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法	0.002	mg/L
24	チウラム	○	○		4		昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法	0.006	mg/L
25	シマジン	○	○		4		昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法	0.003	mg/L
26	チオベンカルブ	○	○		4		昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法	0.02	mg/L
27	ベンゼン	○	○		4		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法	0.01	mg/L
28	セレン又はその化合物	○	○	○	18		日本産業規格K0102-3の26に定める方法	0.03	mg/L
29	1,4-ジオキサン	○	○	○	18		昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法	0.05	mg/L

別表(2)-2 重金属含有量測定

No	測定項目	焼却灰	ばいじん	検体数	測定方法	報告下限 (mg/kg)
		2回	8回			
1	水銀又はその化合物	○	○	10	底質調査方法 II.5.14.Iに定める方法	0.01
2	カドミウム又はその化合物	○	○	10	底質調査方法 II.5.1に定める方法	1
3	鉛又はその化合物	○	○	10	底質調査方法 II.5.2に定める方法	5
4	クロム化合物	○	○	10	底質調査方法 II.5.12に定める方法	5
5	ヒ素又はその化合物	○	○	10	底質調査方法 II.5.9.2～II.5.9.4に定める方法	1
6	セレン又はその化合物	○	○	10	底質調査方法 II.5.10に定める方法	1
7	ボリ塩化ビフェニル(PCB)	○	○	10	底質調査方法 II.6.4に定める方法	0.1
8	1,4-ジオキサン	○	○	10	底質調査方法 II.6.12に定める方法	0.5

別表(3) ごみ質分析

No	測定項目	家庭系ごみ	事業系ごみ	ビットごみ	検体数
		6回	6回	12回	
1	単位容積重量	○	○	○	24
2	種類組成分析	○	○	○	24
3	3成分	○	○	○	24
4	発熱量	○	○	○	24
5	元素分析	○	○	○	24
6	資源物数	○	○	○	24

別表(4) ばい煙測定

No	測定項目	1号炉				2号炉				検体数	測定方法		
		バグフィルター入口		バグフィルター出口		バグフィルター入口		バグフィルター出口					
		4回	2回	4回	2回	4回	2回	4回	2回				
1	ばいじん量	○	○	○	○	○	○	○	○	24	日本産業規格Z8808		
2	塩化水素	○	○	○	○	○	○	○	○	24	日本産業規格K0107		
3	硫黄酸化物	○	○	○	○	○	○	○	○	24	日本産業規格K0103		
4	窒素酸化物	○	○	○	○	○	○	○	○	24	日本産業規格K0104		
5	一酸化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	24	日本産業規格K0098		
6	ガス量	○	○	○	○	○	○	○	○	24	日本産業規格Z8808		
7	水銀	○		○		○		○		16	平成28年環境省告示第94号		
8	その他必要な項目 大気汚染防止法等の規制値と比較する上で必要な項目、その他計量証明に必要な項目	○	○	○	○	○	○	○	○	24	項目ごとに定められた測定方法		

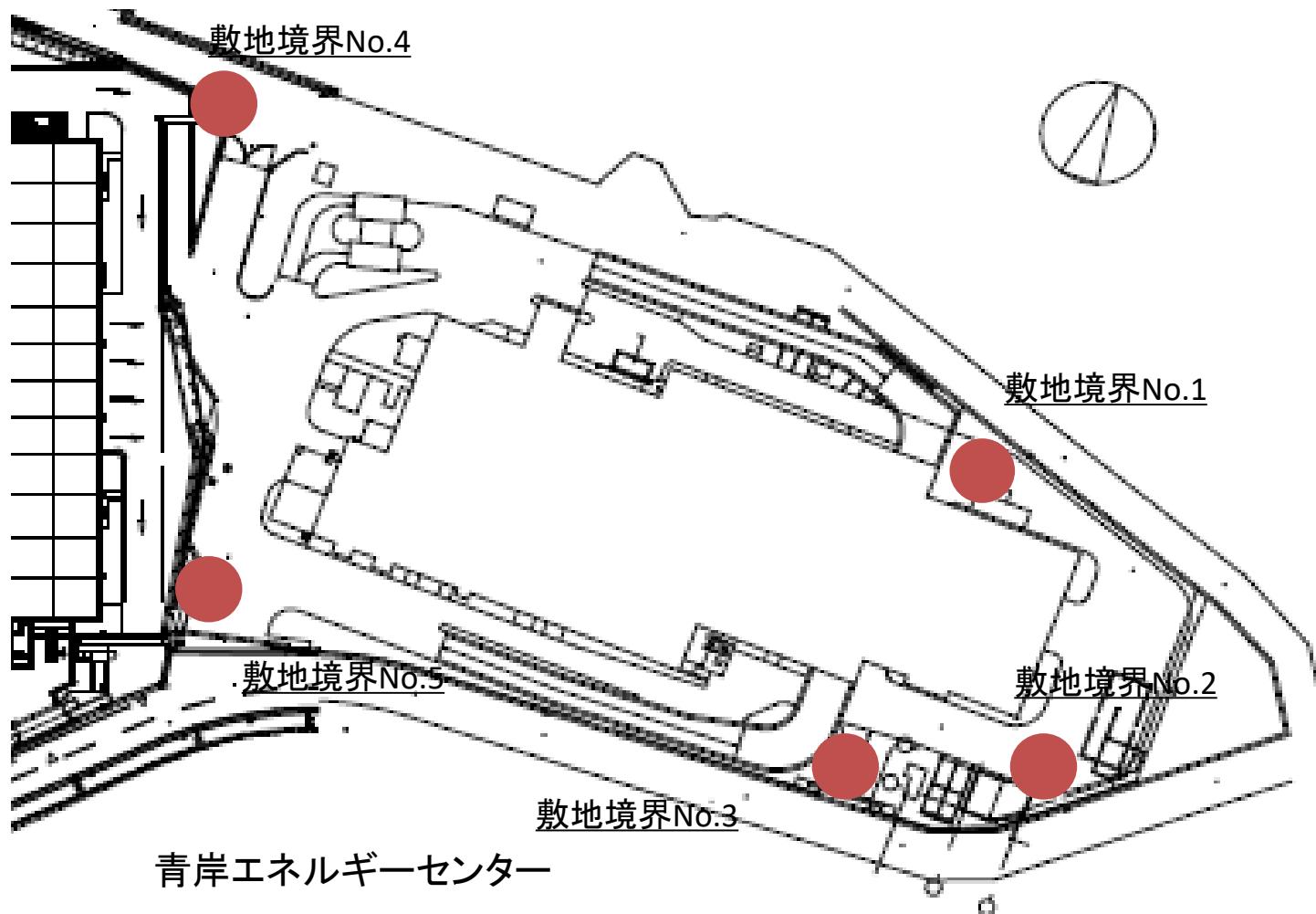
(注)バグフィルター出口における排ガス量及び酸素濃度、硫黄酸化物については1測定につき2回以上測定すること

別表(5) 悪臭物質測定

No	検査項目	1号炉バグフィルター出口	2号炉バグフィルター出口	青岸エネルギーセンター敷地境界	検体数
		1回	1回	1回×5地点	
1	アンモニア	○	○	○	7
2	メチルメルカプタン	○	○	○	7
3	硫化水素	○	○	○	7
4	硫化メチル	○	○	○	7
5	二硫化メチル	○	○	○	7
6	トリメチルアミン	○	○	○	7
7	アセトアルデヒド	○	○	○	7
8	プロピオンアルデヒド	○	○	○	7
9	ノルマルチルアルデヒド	○	○	○	7
10	イソブチルアルデヒド	○	○	○	7
11	ノルマルチルアルデヒド	○	○	○	7
12	イソバレルアルデヒド	○	○	○	7
13	イソブタール	○	○	○	7
14	酢酸エチル	○	○	○	7
15	メチルイソブチルケトン	○	○	○	7
16	トルエン	○	○	○	7
17	スチレン	○	○	○	7
18	キシリ	○	○	○	7
19	プロピオン酸	○	○	○	7
20	ノルマルチル酸	○	○	○	7
21	ノルマルチル吉草酸	○	○	○	7
22	イソ吉草酸	○	○	○	7

# 青岸エネルギーセンター敷地境界(5地点)

別図1



## 業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、  
青岸エネルギーセンターの焼却炉維持管理用測定業務について、次のとおり委託契約を締結  
し、信義に従って誠実に履行するものとする。

### （委託業務）

第1条 甲は焼却炉維持管理用測定業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこ  
れを受託するものとする。

#### 焼却炉維持管理用測定業務内容

- (1) 热灼減量等測定
- (2) 重金属測定
- (3) ごみ質分析
- (4) ばい煙測定
- (5) 悪臭物質測定

### （委託期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

### （委託金）

第4条 委託金の額は、  
円（うち消費税及び地方消費税に相当する額  
円を含む。）とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはな  
らない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはなら  
ない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場  
合は、この限りではない。

### （委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若し  
くは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与える  
ことができる。

### （業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止する  
ことができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、  
甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければな  
らない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

### （損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項

において同じ。)は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

- 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者があると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62

条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならぬ。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに当該するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。
- 2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第18条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

- 2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

- 第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

- 第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

- 第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「重要情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- 3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

- 第23条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

- 第24条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだったときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。